

多量排出事業者等による産業廃棄物処理計画の 策定マニュアルの改訂について（概要）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）等の一部改正と、それに伴う国の「多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及び産業廃棄物処理計画実施状況報告策定マニュアル」の改訂を踏まえ、県策定マニュアルを改訂する。

1 これまでの主な経過（予定）

年 月	経 過
平成 12 年 6 月	廃掃法の一部改正により多量排出事業者への報告を義務付け
平成 13 年 6 月	国がマニュアルを策定
平成 21 年 4 月	県条例に基づき、準多量排出事業者への報告を義務付け
平成 23 年 3 月	県独自のマニュアルを策定
平成 31 年 2 月 令和 2 年 2 月	国のマニュアル改訂を踏まえ、県策定マニュアルを改訂 (平成 23 年策定以降、軽微変更も含め複数回改訂)
令和 2 年 4 月	県組織改正を踏まえ、一部の地域で提出先の変更予定

2 廃掃法の主な改正点について

(1) 電子マニフェストの使用の義務化

2018 年度に特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場を設置する事業者は、2020 年度から電子マニフェストの使用に係る義務が課される（廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物を除き、廃掃法施行令第 2 条の 4 第 5 号ル(8)に掲げるポリ塩化ビフェニルを含む汚泥、廃酸又は廃アルカリ及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものを含む。以下同じ。）。

2021 年度以降も、当該年度の前々年度に特別管理産業廃棄物を 50 トン以上排出した場合には、同様に電子マニフェストの使用に係る義務が課される。

(2) 報告様式について

廃掃法施行規則様式第 2 号の 13、14 について、新たに「電子情報処理組織の使用に関する事項」が追加された。

3 県マニュアル中の主な変更点について

上記 2 に係る変更について、主に県マニュアルの 3 (4)、4 (2) 第 2 面以下ク、4 (3)、様式に反映し、また関係法令や関係通知に改正内容等を追加した。

4 報告様式の変更について

(1) 2019 年度提出分

特別管理産業廃棄物処理計画書が変更

(2) 2020 年度以降提出分

特別管理産業廃棄物処理計画書が再度変更

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書が変更